

令和8年2月4日

## 【件名】

農地中間管理機構を通じた農地の貸付に伴う  
固定資産税の軽減措置の適用漏れについて

## 【内容】

## ◇内容

農地中間管理機構へ一定の条件もとで貸し付けた農地について、固定資産税の軽減措置をすべきところ、農業委員会事務局から税務課へ適切な情報提供が行われなかったことにより、軽減措置が適用されていなかったことが判明しました。

## ◇概要及び原因

所有する全ての農地（自作農地で10アール未満のものを除く）を、新たに農地中間管理機構に一括して10年以上貸し付けた場合、その農地にかかる固定資産税の課税標準額が3年間軽減（15年以上の場合は5年間軽減）されますが、新潟県通知「農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等の軽減措置における事務処理の徹底について」を受け、過去に遡って調査した結果、農業委員会事務局から税務課への対象者情報に漏れがあり、正しく軽減が適用されていなかったため課税誤りが発生したものです。

◇影響対象納税義務者数 57人（382筆）

◇影響課税額 579,400円

◇課税対象年度 令和3年、5年、6年度

## ◇今後の対応

軽減措置が適用されていなかった納税義務者には、お詫び文を郵送するとともに、既に納付されたことにより生じた過誤納金については速やかに還付処理を行います。

## ◇市長のコメント

このたび、本市におきまして固定資産税の課税誤りがあることが判明しました。適正であるべき事務処理にミスがありましたことを重く受け止め、対象者の方々をはじめ、市民の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後の再発防止に向け、事務処理体制の強化を図り適正な事務処理を徹底してまいります。

## 【添付資料】

## ＜お問合せ先＞

魚沼市 農業委員会事務局

担当局長 星野 崇

電話 025-793-7981